

発議第17号

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書について

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書を次のとおり提出する。

平成24年10月17日 提出

松阪市議会議員	西村友志
	松田俊助
	中村良子
	山本芳敬
	田中祐治
	川口保
	久松倫生
	野口正
	水谷晴夫

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で、確立されたものである。

1950年、地方自治を進めるという観点から、義務教育費国庫負担制度は廃止され、一般財源化されたが、教育費に地域間格差が生じ、1953年に義務教育費国庫負担制度は復活した。しかし、1985年以降、再び義務教育費国庫負担金の一般財源化が推し進められ、2006年には、国庫負担率の3分の1に縮減された。

現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源の中に組み込まれているものの、地方財政が厳しくなり、1985年に一般財源化された教材費は、国が定めた基準に対して、実際、各地方で予算措置された比率は、年々低下している。2007年度、措置率の全国平均は65.3%で、地域間格差も約6倍となっている。

また、政府は、補助金のあり方を見直し、一括交付金化を進めているところで、義務教育費国庫負担金が検討の対象となっていることから、今後も注視しなければならない。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって、きわめて重要なことである。

よって国においては、その時々地方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と、更なる充実を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 10 月 17 日

三重県松阪市議会議長 中 森 弘 幸